

＜法人の「実質的支配者」の確認できていますか？【社内・代理店限】

SOMPOひまわり生命 コンプライアンス部

＜事例＞

- ・募集人Aさんは、契約者を法人（株式会社）とする「養老保険」を提案し、ご加入いただけたことになりました。
- ・手続きの前に必要書類の内容を確認しておらず、お客様から記名・押印を頂く際に、「特定取引に関する届出書」が必要なことに気づきました。
- ・当書類では法人の実質的支配者を確認（以下の図「赤枠」）する必要がありますが、Aさんは実質的支配者が何か分かりませんでした。
- ・お客様が目の前にいて慌てる中、書類別紙に記載の「実質的支配者の特定チャート」に、「**法人を代表し、その業務を執行する個人（D）**」と記載があったので、「代表者を報告すればいいのか」と考え、お客様へフローチャートの説明を行うことなく、「社長の情報（氏名・住所等）と法人の関係性は“D”と書くよう、お願ひしました。

特定取引に関する届出書【新契約用】

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律）第10条の5の規定に基づき、以下のとおり届出します。

届出日	令和 年 月 日	法人印
氏名・法人名	【自署】	印
住所・所在地		

1 税法上の居住地国が「日本国以外」の場合、以下ご記入ください。（居住地国が「日本国」の場合記入不要）

居住地国名※1	外国納税者番号※2
住所・所在地と居住地国が異なる理由※3	

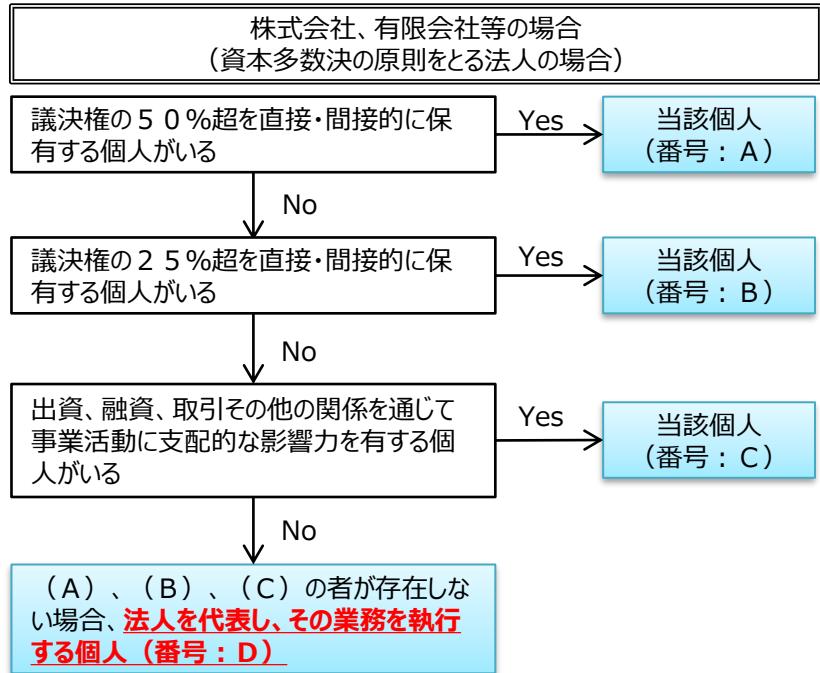
2 法人のお客様の場合、以下ご記入ください。

<input type="checkbox"/> 右記の法人に該当します。	A. 株式が日本国内外の金融商品取引所に上場している法人 B. 日本国内外の国・地方公共団体・中央銀行、国際機関 C. 上記B. により資本金等の二分の一以上を出資されている法人 D. 人格のない社団・財団 E. 独立行政法人
<input type="checkbox"/> 右記の法人に該当しません。	

↓ 「右記の法人に該当しません。」にチェックされた場合、法人の実質的支配者についてご記入ください。

実質的支配者1		実質的支配者2	
氏名・名称	○○（代表者氏名）	氏名・名称	
生年月日	大正昭和平成令和 50 年 4 月 1 日	生年月日	大正昭和平成令和 年 月 日
住所・所在地	東京都新宿区西新宿	住所・所在地	
法人との関係性※4	D	法人との関係性※4	
外国PEPs	<input type="checkbox"/> 該当する ※別紙の提出必要 ※日本の居住地国が日本国外の場合は	外国PEPs	<input type="checkbox"/> 該当する ※別紙の提出必要 ※日本の居住地国が日本国外の場合は

■「実質的支配者」の特定チャート



- ・Aさんの対応は適切でしょうか？
- ・また、法人の実質的支配者とはどのような者を指すか、お客様に説明できますか？

次のページで、実質的支配者の判定方法を確認してください。

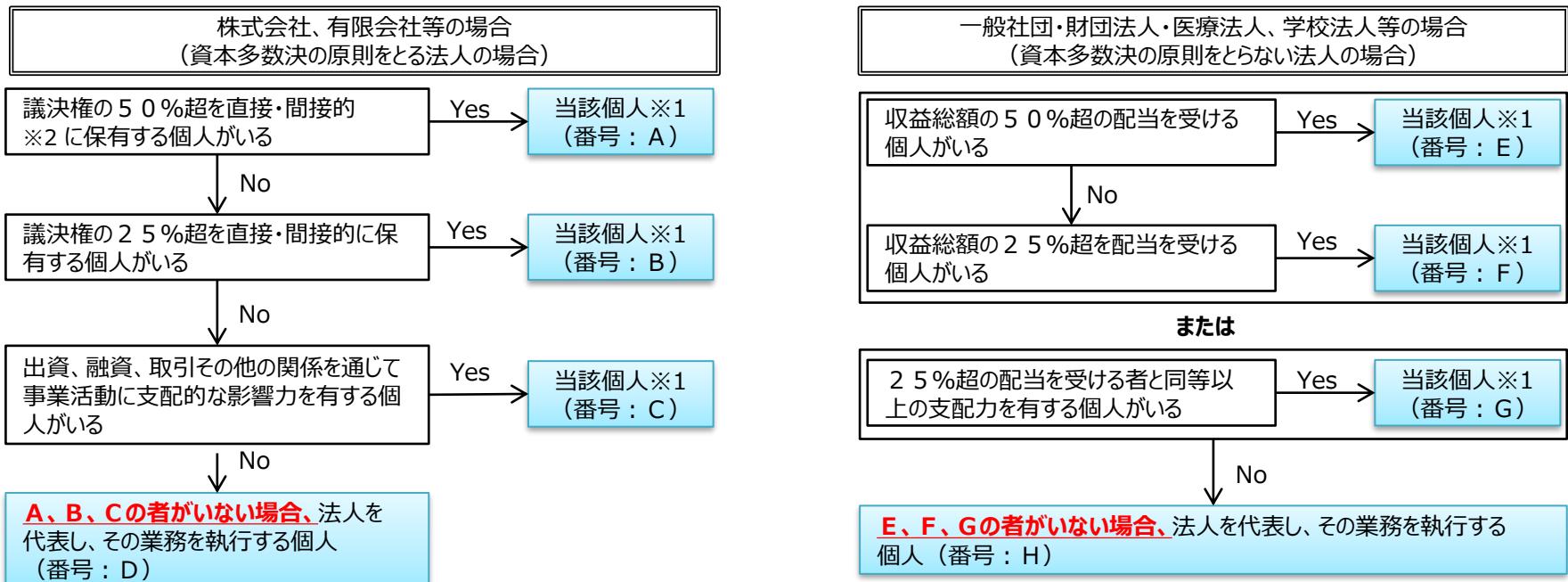


＜法人の「実質的支配者」とは＞

法人の実質的支配者の確認方法

- ◆ 実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することができる者（個人）をいい、必ず以下のフローチャートに従って判定します。
- ◆ 直近の事例で、実質的支配者は正しいものの、法人との関係性を誤って報告する例が散見されています。
(代表者が議決権を100%保有しているのに、法人との関係性を「D：代表者」と報告する事例など)
- ◆ 報告対象の優先度（支配度の大小）は、「A > B > C > D」、「E > F > HまたはG > H」です。フローチャートをお客さまへ説明し、**実質的支配者情報と法人との関係（アルファベットA～H）を確認してください**（お客さまへフローチャートの説明をすることなく、法人代表者を実質的支配者と記載するよう指示することは厳禁です。）

■「実質的支配者」の特定チャート

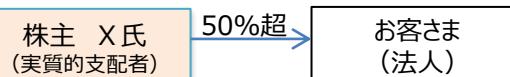


※1事業経営を実質的に支配する意思または能力を有していないこと（投資目的で利用していること、病気などにより意思能力を欠いていることなど）が明らかな場合は除きます。

※2他の法人の議決権を50%超有している場合は、その法人の有している議決権を保有しているものとみなします。

直接保有・間接保有とは？

- ◆ 直接保有：個人が直接当該法人の議決権を有すること



- ◆ 間接保有：自身が支配する（議決権の50%超を保有する）法人を経由して当該法人の議決権を有すること

